

雫石町観光ガイドブック作成業務委託仕様書

1 件名

雫石町観光ガイドブック作成業務

2 目的

雫石町が誇る豊かな自然環境や食・歴史文化といった地域資源の魅力を町内外へ効果的に発信し、町の魅力認知、豊富な観光コンテンツの体感・体験促進ツールとしての観光ガイドブックを制作し、観光需要の喚起と観光消費の拡大及び潜在的な雫石ファンの獲得を目指す。

3 契約期間

契約日から令和3年3月31日まで

4 業務内容等

(1) 業務内容

雫石町の魅力を効果的に伝える、訴求力のある冊子の作成及び配布

ア コンテンツの企画・立案及び取材

イ 編集、デザイン

ウ 印刷

エ 首都圏等での配布

オ その他付帯業務

(2) PRのコンセプト

次のPRコンセプトを中心に据え、コンテンツを構成し、作成すること。

ア 「町の概要、暮らし」

イ 「地元の食」

ウ 「四季を感じる自然」

エ 「体験型観光（グリーン・ツーリズム、サイクルツーリズム、ニューツーリズム）の充実」

オ 「特産品・温泉・交通情報・広域マップ」

5 委託内容

(1) パンフレットの作成

ア 概要

地方体験型観光へのニーズが高まる中、潜在顧客となり得る主に町外の人に対し、雫石町の魅力を効果的に伝える、訴求力のある内容とする。

イ ターゲット

体験型観光（農泊や伝統工芸など）に関心があり、今後リピーターになり得る主に町外の雫石町の潜在的ファン層。

ウ ガイドブックの構成等

(ア) PRのコンセプトを踏まえ、ターゲットに訴求する内容とすること。

(イ) ページ構成は、受託者の企画提案を基に、町及び受託者が協議のうえ決定する。

エ 制作および編集

情報誌等の制作、編集経験のある者が制作すること。

オ パンフレットの内容等

最低限の内容は、以下のとおりとする。

(ア) 表紙

以下の要素及び内容を検討のうえ制作し、配置すること

① 「雫石町」を入れたタイトル

② サブタイトル

③ キャッチフレーズ

(イ) 裏表紙

以下の要素を配置すること

① 雫石町公式ホームページ及び問合せ先

② 交通アクセス

カ パンフレットの仕様等

下記の項目を基本とし、その他の規格等、受託者の企画提案を基に、協議のうえ決定する。

(ア) 発行主体

雫石町

(イ) 規格

① 版型：A4～AB版

② 色数：4色フルカラー

③ ページ数：16ページ以上

④ 発行部数：10,000部以上

⑤ 紙質：コート紙62.5kg以上

(3) ガイドブックの配布

配布部数 2,000部以上

【備考】上記の部数について、首都圏等における本町の観光誘客への訴求に有効と考えられる配布先及び配布方法を提案のうえ配布先との調整を行い、実施すること。

(4) パンフレット等の納品

ア 納品する成果物

(ア) パンフレット

10,000部（配布部数を含む）

(イ) パンフレットの電子データ（PDF形式）

CD-R 1部

(ウ) パンフレット作成のための素材データ（取材・撮影等をした素材含む）

二次利用可能なデータ形式での提供。ただし、二次利用する際は、別途受託者と協議のうえ、利用

することとする。

イ 納品先

雫石町役場 観光商工課 観光企画グループ（〒020-0595 雫石町千刈田 5 番地 1）

ウ 納品期限

令和 3 年 3 月 19 日（金）

6 業務実施に当たっての注意事項

- （1）写真、情報等の使用に関して著作権の許諾等が必要な場合は、受託者が手続きを行うものとし、当該著作権の使用等に係る経費については、契約金額に含むものとする。
- （2）写真等の著作権、肖像権など、各種権利等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、町は責任を負わないものとする。
- （3）第三者が所有する写真、情報等を使用する場合は、受託者が当該第三者と調整した上で、受託者が準備するものとする。
- （4）本業務の実施に必要な各種手続きは、原則として受託者が行い、当該手続きに係る費用は契約金額に含むものとする。
- （5）その他本業務の実施に係る費用は、原則として全て契約金額に含むものとする。
- （6）原則として 3 回以上、町の校正を受けることとする。
- （7）本業務の遂行にあつては、新型コロナウイルス感染症等の状況を考慮し、オンラインによる協議など、十分な対策をとるものとする。
- （8）受託者は、町が掲載を指示する事項について協議の上、対応することとする。

7 成果品の利用及び著作権

- （1）成果品の著作権は市に帰属するものとする。やむを得ず、著作権を町に譲渡できない場合は、受託者は、事前に町に申し入れを行い町の下承を得るものとする。ただし、冊子に掲載される写真等で第三者が保有している著作物の著作権は当該第三者に留保される。
- （2）成果品について、町は、観光プロモーション等のために冊子を配布するとともに、電子データをホームページ等で公表することができる。また、パンフレット作成に当たって取材、撮影等をした素材について、納品後 1 年間は、受託者の許可なく他の目的に使用できるものとし、1 年後以降の運は、別途協議することとする。

8 委託限度額

4, 9 5 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

9 秘密保持

(1) 受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏洩してはならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合は、雫石町個人情報保護条例（平成12年3月21日条例第2号）を遵守しなければならない。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については町と受託者で協議するものとする